

## 公益財団法人南砺幸せ未来基金 サポーター会員規約

このサポーター会員規約(以下「本規約」という)は、公益財団法人南砺幸せ未来基金(以下「当財団」という)と、公益財団法人南砺幸せ未来基金のサポーター会員(以下「会員」という)との関係に適用する。入会申込をいただいた時点で本規約を承認したものとする。

### 第1章 総則

(適用)

第1条 当財団は、会員との間に本規約を定め、これにより当財団の運営を行う。

(会員の定義)

第2条 会員は、人と人をつなぎ、支えあう地域の力を育て、より元気な未来の南砺へつなぐ当財団の活動に賛同して入会した個人、法人及び団体である。

(会員の種別)

第3条 会員は賛助会員とし、種別は以下のとおりとする。

(1) 個人会員

(2) 法人会員 (法人及び団体)

(会員規約の変更・追加)

第4条 当財団は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

### 第2章 入会

(入会申込)

第5条 入会の申込をする者は、第6条で定める年会費を払込み、当財団が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法(寄付申し込みウェブサイト含む)をもって当財団に提出することとする。

(入会申込の拒絶)

第6条 当財団は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合が

ある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当財団の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消された者から申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当財団が入会を適当でないと判断した場合  
(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
- (2) 入会した翌年度以降は、当財団の一事業年度とする。

2 会員資格有効期間の起算日は、当財団が入会申込書を受け付け、第8条で定める年会費の入金の払込みを確認した日とする。

3 会員資格は、会員の資格喪失がなく、当財団の定める方法による会費の払込みが当財団に確認されることをもって継続されるものとする。

(年会費)

第8条 年会費の金額を以下のとおりにする。

年会費

個人会員 1口 5,000円(1口以上)

法人会員 20,000円以上

2 年会費は、会員からの申し出がないときは、翌年以降も同額となる。

(会費の使途)

第9条 第8条の年会費は、公益目的事業及び当財団の運営費に使用する。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 会員の特典

(特典)

第11条 会員は当財団より次の各項提供を受けることができる。

## 1 個人会員

- (1) ニュースレターの配布
- (2) イベントの情報を先行受け取り、優先参加

## 2 法人会員

- (1) ニュースレターの配布
- (2) 広告宣伝(詳細は別途定める)
- (3) イベント及びの各種情報を先行受け取り、優先参加

### 第4章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第12条 会員は、その氏名及び名称又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当財団に通知しなければならない。

2 前項の変更通知の不在によって、当財団からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当財団はその責を負わないものとする。

### 第5章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人、団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第14条 会員は、当財団が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法（寄付申し込みウェブサイト含む）をもって当財団に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当財団、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当財団、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 本規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当財団が会員として不適当と判断したとき

## 第6章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第16条 会員資格有効期間が過ぎ、当財団からの通知の後も、当財団が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当財団に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

## 第7章 禁止行為

(禁止行為)

第17条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第11条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当財団の許可なく、当財団の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。
- (3) 当財団の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、当財団又は当該情報等の著作者であるか著作権を有する当財団以外の法人又は個人に帰属し、会員は当該情報を無断で使用し活動してはならない。

## 第8章 損害賠償

(損害賠償)

第18条 会員が本規約に反し、またはそれに類する行為によって当財団が損害を受けた場合、当該会員は、当財団が受けた損害を当財団に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第19条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当財団には一切の責を負わない。

## 第9章 残存条項

(残存条項)

第20条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第16条、第18条、第19条および本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則)

本規約は2022年2月1日より実施する。(2022年1月28日理事会決議)

2022年12月21日規約変更 2022年12月21日施行(2022年12月21日理事会決議)

様式1

公益財団法人南砺幸せ未来基金サポーター会員入会申込書（法人会員）

年 月 日

公益財団法人南砺幸せ未来基金代表理事 様

サポーター会員規約第3条に定める法人会員として入会したいので、下記のとおり申し込みます。

申し込みの種類 ※いずれかを囲む		新規 ・ 変更
企業・団体名	ふりがな 名称	
	代表者氏名	
本社等所在地	住所	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
申込担当者	担当者所属・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
ホームページアドレス		

◆年会費の額（20,000円以上）

円
---

\*年会費は会員からの申し出がない限り翌年以降も同額となります。

◆年会費の納入方法

クレジットカード      振込      現金

\*詳細は別紙にてご確認ください。

◆年会費は基金が定める7つのテーマ及び弊財団の運営費に使用させていただきます。

想いのあるテーマにチェックをつけてください。（複数回答可）

- 暮らしを支える    地域の食と農業を支える    森里川海のつながり保全
- 子ども・若者を支える    生業・起業・ものづくりを支える    再生可能エネルギーを支える
- 地域の歴史、土徳文化を支える    基金の運営を支える

様式2

公益財団法人南砺幸せ未来基金サポーター会員入会申込書（個人会員）

年 月 日

公益財団法人南砺幸せ未来基金代表理事 様

サポーター会員規約第3条に定める個人会員として入会したいので、下記のとおり申し込みます。

申し込みの種類 ※いずれかを囲む		新規 ・ 変更
氏名	ふりがな	
	氏名	
住所	住所	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

◆年会費の額

5,000	×	□	=	円
-------	---	---	---	---

\*年会費は会員からの申し出がない限り翌年以降も同額となります。

◆年会費の納入方法

クレジットカード      振込      現金

\*詳細は別紙にてご確認ください。

◆年会費は基金が定める7つのテーマ及び弊財団の運営費に使用させていただきます。

想いのあるテーマにチェックをつけてください。（複数回答可）

暮らしを支える      地域の食と農業を支える      森里川海のつながり保全

子ども・若者を支える      生業・起業・ものづくりを支える      再生可能エネルギーを支える

地域の歴史、土徳文化を支える      基金の運営を支える

様式3

公益財団法人南砺幸せ未来基金サポーター会員退会届

年 月 日

公益財団法人南砺幸せ未来基金代表理事 様

住所 :

氏名 (名称) :

電話番号 :

メールアドレス :

下記の理由により貴団体のサポーター会員から退会したいので、公益財団法人南砺幸せ未来基金サポーター会員規約第12条の規定に基づきお届けいたします。

1. 退会理由

2. 退会年月日

年 月 日